

第1回姫路市職員倫理審査会 次第

日時：平成26年7月31日（木）

14：00～14：30

場所：姫路市役所北別館4階 402会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出
- 5 姫路市職員倫理審査会の趣旨説明
- 6 今後の姫路市職員倫理審査会の開催について
- 7 意見交換
- 8 閉会

資料1 姫路市職員倫理審査会について

資料2 条例及び規則の施行に向けた取組状況について

資料3 姫路市における不当要求行為等の現状について

◎ 姫路市職員倫理審査会について

1 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例

(姫路市職員倫理審査会の設置)

第13条 条例等の改廃に係る調査並びに前条第2項及び第6項に定める事項に関する調査その他の処理を行うため、姫路市職員倫理審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の職務)

第14条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例等の改廃に関し、意見を述べること。

(2) この条例の規定を遵守するために必要な体制の整備に関し、意見を述べること。

(3) 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。

(4) 市長の諮問に基づき、要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて審査し、意見を述べること。

(5) 市長の諮問に基づき、不当要求行為者の氏名又は名称、不当要求行為の内容その他必要と認められる事項を公表することの適否について審査し、意見を述べること。

2 審査会は、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。

<参考>

(不当要求行為等への対応)

第12条 任命権者は、要望等が明らかに不当要求行為に該当すると認めるときは、職員の安全と職務の公正な遂行を確保するために、不当要求行為を行った者（以下「不当要求行為者」と

いう。) に対し、当該不当要求行為の中止の警告、関係機関への通報その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 任命権者は、不当要求行為に該当するかどうかを判断できない要望等を受けた場合であつて必要があると認めるときは、市長に対し、当該要望等に係る記録等を送付するとともに、当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかについて審査会へ諮問するように要請することができる。
- 3 市長は、前項の規定により任命権者から要請を受けたときは、前項の規定により送付を受けた記録等とともに、審査会に諮問するものとする。
- 4 市長が前項の規定による諮問をした場合において、当該要望等が不当要求行為に該当する旨の答申があったときは、任命権者は、不当要求行為者に対し、当該不当要求行為の中止の警告、関係機関への通報その他の必要な措置を講じるものとする。
- 5 第1項又は前項に規定する措置を行った場合において、その後も当該不当要求行為が繰り返し行われるときは、市長は、任命権者の要請により、当該不当要求行為者の氏名又は名称、当該不当要求行為の内容その他必要と認められる事項を公表することができる。
- 6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表をすることの適否について、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

2 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する規則

(審査会の会長)

第11条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

◎ 条例及び規則の施行に向けた取組状況について

月 日	事 項
6月23日(月)	○ マニュアル配布
26日(木) 27日(金)	○ 管理職研修(課長・部長級職員)
30日(月)	○ 職場内研修 → 管理職研修の伝達事項を所属職員全員に伝達 ※ 7月11日(金)までに実施
7月1日(火)	<p>条例施行</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○ 条例等に関する具体的事案を用いた職場内ミーティングの実施 ※ 以後、各所属において月1回程度実施</p> <p>○ 庁内LANに質疑応答集を掲載 ※ 以後、随時更新</p> </div>
7日(月)	○ 定例局長会議において局長に周知
29日(火)	○ 係長研修

◎ 姫路市における不当要求行為等の現状について

1 条例施行後の状況について

報告事案なし

2 昨年度における不当要求行為等の発生状況について

(1) 件数の概要（正確な統計的数値ではないため、参考値）

- ・ 行政不当要求行為対策担当職員への相談件数 90件
- ・ 上記のうち、「職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」の規定に照らすと不当要求行為に該当する可能性があると思われる事案の件数 48件

(2) 事案の概要

ア 暴行・脅迫等を伴う行為

土地区画整理をめぐるトラブルで、相手方が「若い衆を呼んでお前らの家を無くすぞ」と職員を恫喝した事案

イ 面会を強要する行為

「市長に会わせろ」、「局長に会わせろ」などと要求する者に対し、担当職員が拒否したところ、激怒し、「滅茶苦茶にしてみようぞ、局長と話をさせろ」などと要求してきた事案

ウ 金品等を要求する行為

結社への寄付金を不当に要求してきた事案

エ 事務事業に支障を及ぼす行為

当初は生活保護費の受給等に関する話であったが、その後職員を罵倒するなど、業務以外の事項について長時間電話してくるなどして業務に支障がでた事案

オ 正当な理由なく不平等な取扱いを要求する行為

特定の業者の食品を食べたところ、食中毒になったとして、当該業者を営業停止処分にしなければ食品に毒を入れる旨の書面が送り付けられた事案

(3) 不当要求行為等に該当すると思われる要望等への対応状況

- ・ 当該行為を受けた所属の職員が、警察OBの非常勤嘱託員や行政不当要求行為対策担当職員と連携し、現場での説得、説明等の対応を行ったほか、警察への相談や通報等の対応を実施
- ・ 昨年度の対応実績において、警察への相談を行った事案は2件、警察への対応を求め、行為者が逮捕された事案は5件

◎ **利害関係者との間における遵守行為に関する職員からの問い合わせについて**

(問い合わせの例)

- ・ 利害関係者に該当する団体が開催する懇親会へ無償で参加することの可否
- ・ 構成員の大半が利害関係者に該当するものの、団体としては利害関係者に該当しない団体が開催する会員の親睦イベント（ボーリング大会）へ無償で参加することの可否
- ・ 市の指定管理者として指定された団体の理事から届けられた中元を受領することの可否
- ・ 利害関係者に該当する団体の構成員と職員が視察旅行に行くこと of 可否